

## ＜松本市学校体育施設の開放について＞

松本市教育委員会

松本市では、地域住民の体育・スポーツ振興の場として、学校教育に支障のない範囲で学校体育施設を計画的に開放しています。できるだけ多くの方にご活用いただくため、利用できる機会が平等になるように、譲り合って利用してください。

**先に登録していた団体が優先的かつ継続的に利用できるものではなく、また新規の団体が優先されるものでもありません。**

**また、虚偽の内容や名義貸し、重複登録等での申請が発覚した場合には、登録許可が取り消しとなります。**

### 1 申請者の区分と使用料金

- (1) 申請者は下表のように区別されます。定期的にご利用する場合は「登録団体」、単発で使用する場合は「一般」となり、使用可能校及び使用料等が異なります。

区分	予約方法	使用頻度	使用可能校	施設使用料	設備使用料	窓口 (支払/振替/還付)
登録団体※ <sup>1</sup>	予約システム	定期的	1校のみ	減免	有料	学校教育課 スポーツ事業推進課 支所・出張所
一般使用		単発	全校	有料		

※1 登録団体であっても、登録校と別の学校を使用する場合は、一般申請者の扱いとなり、一般申請者用のシステム利用IDの取得が必要になります。

#### 【その他使用】

区分	予約方法	使用頻度	事前登録	使用可能校	施設使用料	設備使用料
地区使用等※ <sup>1</sup>	学校窓口 (紙申請)	単発・ 定期的	不要	当該地域校	減免	有料
大会等※ <sup>2</sup>				全校		減免

※1 地区（町会、町会公民館、地区PTA、地区子ども会、地区育成会、地区体協等）が社会教育その他公共のために使用する場合

※2 松本市または各種協会、連盟及び競技団体などの組織が、公益的な目的で行うスポーツ・文化芸術活動の大会、競技会、コンクール及びイベント等のうち松本市内の小中学校に在籍する児童・生徒が参加対象であること（開催要項等の概要が分かるもので予約時に確認）

なお、松本市立中学校の部活動が参加する中学校体育連盟主催の大会等は、これまでどおり「学校使用」として各学校で予約（申請書不要）

- (2) 登録団体の「新規・更新・変更」申請先

令和8年3月末までに行う申請	スポーツ事業推進課
令和8年4月以降に行う申請	学校教育課

- (3) 使用料金

料金表(資料1)のとおり

## 2 予約の優先順位及び予約可能期間

### (1) 学校の予定

いかなる場合も学校の都合が最優先です。学校は年間を通していつでも予約（使用不可日時）を入れることができます。学校が予約をする時は『公用等予約』から「学校使用」で予約してください。「学校使用」が入っていない日時は、団体・一般利用の使用可能日時（＝使用許可）となります。

登録団体の予約が入っている日に急遽学校で使用するようになった場合にも学校の予定が優先されます。その場合、学校は以下のように予約を変更してください。

- ①管理指導員に連絡（団体には管理指導員から連絡）
- ②システムで『予約の上書き』処理（団体の予約から学校の予約に変更）

### (2) 地区使用等、大会等

年間を通して予約を入れることができます。予約については、使用する学校に主催者が直接相談してください。学校窓口で紙申請書（開催要項等含む）により使用申請し、許可の場合は学校が予約システムを『公用等予約』から「その他」で押さえてください。

3枚複写の紙申請書は、3枚目の「学校提出用」は学校で控えとしてとり、1・2枚目は主催者が学校教育課、スポーツ事業推進課、支所・出張所のいずれかに持参に受付処理（有料の場合は支払処理含む）を行います。

### (3) 登録団体

登録団体は奇数月の1日～27日までに2か月先までの予約を入れることが可能です。必ず調整会議を実施した後に予約を入力してください。

### (4) 一般申請者

一般申請者は、登録団体の予約を締め切った後（奇数月の28日）から翌月・翌々月の予約が可能です。予約可能期日は使用日の3日前までになります。

### (5) 予約スケジュールイメージ

	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
①学校	いつでも予約可能 ※学校の都合が優先											
②地区使用等 ・大会等	いつでも予約可能 ※学校の都合が優先											
③登録団体	予約	→	予約	→	予約	→	予約	→	予約	→	予約	→
④一般	→	予約	→	予約	→	予約	→	予約	→	予約	→	予約

## 3 団体登録方法

団体登録ができるのは1団体につき1校のみで、個人が所属できる団体は1団体です。

### (1) 利用団体の資格 ※まつチャレ届出一覧掲載団体以外はア～ウの条件が必須となります。

ア 市内に居住又は勤務する者 10人以上かつ市内居住者が2分の1以上で構成されていること

イ 指導者を有する団体であること

ウ 指導者及び団体責任者が市内に居住する成人であること

エ まつチャレ（松本市に届出を行い一覧に掲載された地域クラブ）掲載団体であること

(2) 令和8年4月以降の新規登録方法

※ 令和8年3月中に行う既存団体の更新及び新規登録方法については、スポーツ事業推進課にお問合せください。

ア 松本市ホームページ「学校開放事業について」ページ内の「新規団体登録希望問合せフォーム」または電話にてお問合せください。

イ 電子申請【団体登録申請書（新規）、本人確認書類】または紙様式にて学校教育課に申請してください。

ウ 教育委員会で審査後、利用者ID（資料2）が交付されます。

(3) 登録変更申請

登録内容（代表者や責任者、登録メンバー等）に変更が生じた場合には、その都度登録変更の申請が必要となります。速やかに電子申請いただくか、紙様式にて団体登録申請書（更新）を学校教育課に提出してください。

(4) 利用の中止及び許可の取消（次に該当する場合）

ア 学校教育上及び管理上支障があると認めた場合

イ 申請した用途以外の用途で利用した場合

ウ 営利を目的に利用するものと認めた場合

エ 管理指導員の指示に従わない場合

オ 許可の条件に違反した場合

カ 学校長及び教育委員会が、利用に適当でないと認めた場合

4 使用申請（登録団体）

(1) 予約調整方法

学校ごと2か月に1回、管理指導員が調整会議を開催し、学校日程、利用上限ルール、予約調整ルールに基づき、管理指導員と各登録団体代表者で利用日程の調整をしてください。

(2) 利用上限ルール（令和7年度から新たに導入）

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ア 1日の利用時間：平日2時間以内、休日3時間以内         |
| イ 1週間の予約日数：平日1日以内、休日1日以内          |
| ウ 同日に複数施設（体育館とグラウンド等）を予約することはできない |
| エ 調整会議の結果、他団体の了承が得られる場合はこの限りでない   |

(3) 利用調整ルール

ア できるだけ多くの方に活用いただくため、利用できる機会が平等になるように譲り合って使用してください。

イ 先に登録していた団体が優先的かつ継続的に利用できるものではなく、また新規の団体が優先されるものでもありません。

ウ これまでの各団体の利用枠を見直し、新規の団体も含めゼロベースから調整してください。

エ 複数団体で予約が重複する場合は、小中学生の利用に配慮をお願いします。

(4) 学校体育施設の開放時間

学校の授業日：午前5時～午前7時・午後5時～午後9時まで

土日祝日など学校が休日の場合：午前5時～午後9時まで

※ 梓川地区は午後10時まで開放

※ 開放時間については原則上記の時間ですが、学校の許可を得た場合のみ上記以外の時間帯でもご利用いただけます。

- (5) 調整会議の結果を受け、割り当てられた利用可能日を各団体がシステムで予約をします。
- ※ 日時間違い、備品（照明）入力モレ等の場合、団体・管理指導員がシステム上で変更・取消の操作はできません。 学校教育課までご連絡ください。
  - ※ なお、使用料の支払い後は、変更・振替・返金の対応はできません。
  - ※ 予約の重複等の場合には管理指導員にご連絡ください。

(6) 支払い方法等

使用料は前納です。必ず鍵を借用する前までに学校教育課、スポーツ事業推進課又は支所・出張所にて支払いをしてください。

※ 鍵の借用までに支払いが終わっていない場合、施設利用はできません。

利用者 I D	支払方法	支払窓口	支払受付時間
70 から始まる 8 桁	現金、クレジットカード、QR決済、各種電子マネー	学校教育課 スポーツ事業推進課 支所・出張所	平日 8:30~17:00

- ※ 学校教育課で支払いが出来るのは、令和8年4月以降となります。
- ※ 現金での支払いは釣銭が出ないようにご用意ください。
- ※ クレジットカードのみ予約システム上でオンライン決済が可能です。

(7) 支所・出張所一覧

支所	本郷、梓川、波田、四賀、安曇、奈川
出張所	岡田、里山辺、入山辺、島内、島立、新村、中山、寿、内田、芳川、笹賀、和田、今井、神林

5 使用申請（一般申請）

一般申請には、一般申請用の I D 取得が必要です。学校教育課HPから I D 発行の電子申請をしてください。発行には3日程度かかります。また、予約は使用日の3日前までとなります。

利用者 I D	支払方法	支払窓口	支払受付時間
71 から始まる 8 桁	現金、クレジットカード、QR決済、各種電子マネー	学校教育課 スポーツ事業推進課 支所・出張所	平日 8:30~17:00

- ※ 令和8年3月末までは、学校教育課での支払いは現金のみとなります。
- ※ スポーツ事業推進課で支払いが出来るのは、令和8年4月以降となります。
- ※ 現金での支払いは釣銭が出ないようにご用意ください。
- ※ クレジットカードのみ予約システム上でオンライン決済が可能です。

6 使用料金の振替及び還付について

悪天候や急な学校行事、天災による活動自粛等の避けることのできない理由により利用不可となった場合のみ、料金の振替ができます。

ただし、年度を跨いでの振替（令和8年3月末までの予約を4月以降に振替すること）はできないため、その場合は使用料を還付いたします。

なお、団体都合(予約間違いや感染症による活動自粛、鍵の借用を忘れた場合を含む)で施設を利用しなかった場合には、料金の返金はできません。

(1) 振替の手順

利用者がシステムで振替処理をすることはできません。

振替希望日については、システムで予約をせず、管理指導員に次の情報をお知らせください。

管理指導員が学校教育課、スポーツ事業推進課または支所・出張所に連絡し、職員が確認後、振替希望日の予約及び振替処理を行います。

団体 ⇒ 管理指導員 ⇒ 市 ①使用不可となった日時・理由 ②振替希望日時(照明使用時間)
---

## (2) 還付の手順

学校教育課、スポーツ事業推進課または支所・出張所に利用不可となった日時及び理由をお知らせください。窓口、電話にて承ります。その後、以下資料をご提出いただきます。還付金は口座振込でのお支払いになります。

団体 ⇒ 市 ①還付申請書 ②請求書
--------------------------

## 7 管理指導員の任務

管理指導員は、学校開放施設利用について、その運営が円滑に進むように、登録団体・学校・学校教育課との相互の調整役を担い、利用団体が支障なく安全にスポーツができるように指導を行います。

(1) 各団体がシステムで予約を入れる前に必ず管理指導員が調整会議を開催し、登録団体同士で利用日程が重複しないように調整してください。

利用上限ルール、予約調整ルールにご留意ください。

(2) 各団体のシステム入力状況を把握し、奇数月の27日までに入力するように促してください。

(3) 登録団体の入力完了後(奇数月の28日以降)に、学校に計画表(資料3)を取りに行き、予約状況をご確認ください。計画表は学校、学校教育課、スポーツ事業推進課、支所・出張所において、システムから出力可能です。

(4) 振替を希望する団体がいた場合

下記情報を学校教育課、スポーツ事業推進課または支所・出張所にご連絡ください。

職員が確認後、振替希望日の予約及び振替処理を行います。

①団体名

②使用不可となった日時・理由

③振替希望日時(照明使用時間)

(5) 団体から問合せがあった場合には、学校または学校教育課に連絡をして対応してください。また、学校や学校教育課から各団体への連絡事項がある際は、管理指導員に連絡しますので、各団体への周知をお願いします。

(6) 「8 使用ルール」に定められている決まりを順守して使用するよう各団体へ注意喚起をしてください。

## 8 利用ルール

利用団体は下記の内容を順守し、学校、他の使用者及び近隣住民に迷惑が掛からないよう、教育の場を借りているという認識をもち、マナーを守ってご利用ください。守られない場合は、登録許可が取消となります。

学校施設ですので学校の都合が最優先となります。各学校に定められたルールがある場合には、必ず指示に従って利用してください。

また、改修工事等で急遽利用ができなくなる場合がありますが、代替場所の提供はできませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

- (1) 利用時間を厳守してください。(準備や片づけは必ず利用時間中に行ってください)また、利用後に駐車場等で談話する等、近隣住民に迷惑となるおそれのある行為は行わないでください。
- (2) 利用後は整理整頓、清掃及び整備、消灯、戸締りを確実に行ってください。  
「利用後トイレや会場が汚れたままだったため、学校職員や児童・生徒が清掃しなければならず困っている」「施設や備品を壊したことの報告がなかった」などの声が寄せられています。利用後は必ず会場内を点検し、異常があった際は学校開放利用状況報告書で報告してください。  
利用状況が著しく悪く学校教育上及び管理上支障があると認めた場合、当該団体または当該校の利用の中止や許可の取消を行う場合があります。
- (3) 学校に使用許可を得た備品以外は使用しないでください。
- (4) ゴミは各自持ち帰り、私物は置かないでください。
- (5) 火気は、いかなる場合においても使用禁止です。
- (6) 施設内での飲食、敷地内での喫煙は禁止です。
- (7) 車両は、学校指定の場所に駐車してください。駐車についても学校関係者、学校行事参加者が優先されます。
- (8) 利用団体が学校の体育施設や設備、備品を故意又は過失によってき損または消失した際には、直ちに学校及び学校教育課に連絡をしてください。また、これについて弁償の責を負っていただく場合があります。
- (9) 鍵はセキュリティ面を考慮し、原則学校で管理しています。必ず学校職員の勤務時間内に鍵を借用し、使用後は翌朝午前10時までに学校開放利用状況報告書とともに返却してください。また、鍵の借用は必ず成人が責任をもって行ってください。鍵の借用の際には、使用許可申請書兼領収書又はスマートフォン等の予約・支払い済み画面等を必ず学校担当者に提示してください。
- (10) 学校開放利用状況報告書を記入する際、団体責任者が当該日の活動に参加していない場合には、参加した成人の方(指導者等)の氏名と連絡先を記入してください。
- (11) 新規団体登録の希望があった場合には、管理指導員を中心に、1週間交代で使用するなどの調整を行い、ゆずりあって利用してください。

## 9 松本市立小中学校へのスマートロックの導入

令和8年7月から8月頃までに各校に順次設置します。使用方法については、全校に設置完了後、運用開始前に改めてご案内いたします。

- (1) 導入対象施設  
体育館、柔剣道場、講堂(波田小学校)  
※グラウンド照明の鍵は対象外です。

## 10 お問い合わせ

- (1) 学校施設の使用登録・予約全般、体育館、システムについて  
担当：学校教育課(大手3-8-13 大手事務所 4F)  
電話：0263-33-9846  
メール：g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp
- (2) 令和8年3月末までに行う登録団体の「新規・更新・変更」申請、グラウンドについて  
担当：スポーツ事業推進課(美須々5-1 エア・ウォーターアリーナ松本内)  
電話：0263-45-9511  
メール：sports@city.matsumoto.lg.jp

## 学校施設使用料金表

(単位：円 消費税込)

## 施設使用料金（1時間あたり）【小・中兼用】

施設名	体育館	運動場	教室	柔剣道場	テニスコート (梓川中学校除く)	テニスコート (梓川中学校)
使用料	100	100	100	100	1面 100	1面 620

## 照明施設使用料金（1時間あたり）

学校名	体育館	運動場	学校名	体育館	運動場	柔剣道場				
開智小学校	70		清水中学校	180	360	70				
源池小学校	150		鎌田中学校	70	360	70				
筑摩小学校	150		丸ノ内中学校	150		70				
旭町小学校	70		旭町中学校	70	26灯 620	70				
田川小学校	70				32灯 760					
鎌田小学校	70		松島中学校	150		70				
清水小学校	150		高綱中学校	180	360	70				
島内小学校	70		菅野中学校	北体育館 70	1,250	南体育館 70				
中山小学校	70									
島立小学校	70		筑摩野中学校	150	680	70				
芝沢小学校	150		山辺中学校	150	570	70				
菅野小学校	70		開成中学校	70		70				
芳川小学校	70		女鳥羽中学校	150		70				
寿小学校	70		明善中学校	70		70				
岡田小学校	150		信明中学校	70		70				
山辺小学校	70		会田中学校	70						
今井小学校	150	4灯 110	梓川中学校	70						
		24灯 690	波田中学校	180						
開明小学校	70		学校名	テニスコート						
明善小学校	70		梓川中学校	1面 360						
本郷小学校	180	1面 730	冷房使用料金（1時間あたり） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>体育館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梓川小学校</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>				学校名	体育館	梓川小学校	1,000
		学校名					体育館			
梓川小学校	1,000									
全面 1,460										
二子小学校	70									
並柳小学校	150									
四賀小学校	150									
安曇小学校	180	1/2点灯 730								
		全点灯 1,460								
安曇中学校		※ 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。 ※ 教室の使用は、学校が認めた場合のみとする。								
大野川小学校	180									
大野川中学校										
奈川小学校	70	1基点灯 180								
奈川中学校		全点灯 1,460								
梓川小学校	70	1/2点灯 730								
		全点灯 1,460								
波田小学校	体育館 70									
	講堂 150									

&lt;学校開放施設登録団体用&gt;

## 公共施設案内・予約システム利用者 I D発行通知書

団体名	
利用者 I D	70
電話番号	
学校	

## 公共施設案内・予約システムのログイン

○公共施設案内・予約システム(クレジット決済対応)入口  
<https://yoyaku.city.matsumoto.lg.jp/webR/>



○初めてシステムをご利用頂く場合

上記アドレス・QRにアクセスし「マイメニュー」→「パスワード設定」画面から、  
 上記の「利用者 I D」と「電話番号」を用いてパスワード設定を行ってください。

※パスワードの再発行にはメールアドレスが必要です。必ずメールアドレスを登録してください。

## 【登録マニュアル】

[https://yoyaku.city.matsumoto.lg.jp/help/SmartPhone/S1\\_01\\_01.asp](https://yoyaku.city.matsumoto.lg.jp/help/SmartPhone/S1_01_01.asp)

○その他

各施設の予約状況照会のみであれば、利用者 I Dがなくても利用可能です。

## 公共施設案内・予約システムについて

○松本市公共施設案内・予約システムのご案内【市ホームページ】  
<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/5/5762.html>

## 【使用マニュアル】

上記のWebページ中に、よく使う機能手順を案内しています。

- ・予約申し込み・空き状況照会の手順
- ・予約済み情報の確認の手順



上記以外の機能の使用方法などの詳細は以下に掲載しています。

## 【パソコン版マニュアル】

<https://yoyaku.city.matsumoto.lg.jp/help/web/index.asp>

## 【スマートフォン版マニュアル】

<https://yoyaku.city.matsumoto.lg.jp/help/SmartPhone/index.asp>



松本市立開智小学校校体育館 月間予約一覧

2024年2月	日付	曜日	休館	05:00	06:00	07:00	08:00	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	2024年02月06日(火)作成
1	木																			
2	金																			
3	土																			
4	日																			
5	月			塚田バスコ学校利用団体 [塚田 総故郷区] (バレーボール、20人、団体代表者連絡先「1000-00000-00000」)																
6	火																			
7	水																			
8	木			塚田バスコ学校利用団体 [塚田 総故郷区] (バレーボール、20人、団体代表者連絡先「1000-00000-00001」)																
9	金			塚田バスコ学校利用団体 [塚田 総故郷区] (バレーボール、30人、団体代表者連絡先「あ」)																
10	土																			
11	日																			
12	月																			
13	火																			
14	水																			
15	木																			
16	金																			
17	土																			
18	日																			
19	月																			
20	火																			
21	水																			
22	木																			
23	金																			
24	土																			
25	日																			
26	月																			
27	火																			
28	水																			
29	木																			

小岩井 [小岩井 安糠区]  
(ソフトバレーボール、20人、団体代表者連絡先「小岩井」)